東静訪問看護ステーション の概要

（（指定介護予防）訪問看護）

１　概　　要

（１）事業者の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団　一就会
主たる事務所の所在地	静岡県伊豆の国市長岡９４６番地
代　表　者	理事長　松﨑　研一郎
電　話　番　号	０５５－９４８－０５５５
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０５５－９４８－０９１８
設　立　年　月　日	平成　７年　６月　１日

（２）事業所の概要

事業所名	東静訪問看護ステーション		
所在地	静岡県富士宮市西小泉町１４－９		
電話番号	０５４４－２３－１９１４		
ＦＡＸ番号	０５４４－２８－０６５４		
事業所番号	指定（介護予防）訪問看護 （指定事業所番号２２６２１９００２４）		
サービスを提供できる地域※	富 士 市 富士宮市	※　左記地域以外にお住まいの方でも ご希望の方はご相談ください。	
第三者による 評価の実施方法	１．あり	実　施　日	年　月　日
		評価機関の名称	
		結果の開示状況	①あり　②なし
	２．なし		

（３）当事業所の職員体制

職　名	資　格	員　　数	業務内容
管　理　者	看護師	１名以上	従業者及び業務の管理
看護職員	保健師	３名以上 （常勤換算２．５以上）	看護業務にあたる
	看護師		
	准看護師		
リハビリ職員	作業療法士	必　要　数	リハビリ業務にあたる
	理学療法士		
	言語聴覚士		

（４）サービスの提供時間

営業日	月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分
	土曜日	午前 8 時 30 分より午後 12 時 30 分

２　当事業所の（介護予防）訪問看護の特徴等

（１）　運営の方針

当事業者は、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

当事業者は、事業の運営にあたって、市及び他の保険、医療、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（２）　サービス利用のために

事　　項	備　　考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	年１回以上　実務研修を実施しています

３　サービスの内容

在宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

また、付加サービスとして次のサービスをご利用いただけます。

ア　緊急時訪問看護

緊急時訪問看護とは、お客様が安心してご自宅で暮らせるよう、お電話等でご連絡いただいた場合に、２４時間体制で常時対応させていただくものです。

イ　特別管理

特別管理とは、介護予防訪問看護に関して特別な管理を必要とするお客様に対して、介護予防訪問看護実施に関する計画的な管理を行うものです。

対象となるお客様は下記に該当される方となります。

①特別管理Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である方

②特別管理Ⅱ

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である方

ウ　長時間訪問看護

特別管理加算の対象となるお客様に対して、１回の訪問時間が１時間３０分を超える介護予防訪問看護を行うものです。

エ　複数名訪問

お客様やご家族等の同意を得たうえで、お客様が次のいずれかに該当する場合に複数名の介護予防訪問看護を行うものです。

①身体的理由により１人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる方

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方

③その他お客様の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる方

オ　退院時共同指導

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中のお客様に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供させていただくものです。

カ　初回

新規に介護予防訪問看護計画を作成し､介護予防訪問看護を提供させていただく場合、初回の介護予防訪問看護を行った月に算定させていただきます。

但し、上記オの退院時共同指導を受けられる場合には算定いたしません。

４　利用料金

（１）　利用料

介護保険からの介護予防給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合により、利用料をご負担いただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。富士市・富士宮市の地域区分は「７級地」となり、利用１単位あたりの単価は１０．２１円となります。また、１ヶ月の合計で計算した場合、少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

ア　基本料金（１回につきの料金）

看護師が行う訪問看護		単 位 数 （訪問看護）	単位数 （介護予防訪問看護）
訪問看護１	２０分未満	３１４単位	３０３単位
訪問看護２	３０分未満	４７１単位	４５１単位
訪問看護３	３０分以上１時間未満	８２３単位	７９４単位
訪問看護４	１時間以上１時間３０分未満	１１２８単位	１０９０単位
訪問看護５	理学療法士等による訪問 ２０分未満	２９４単位	２８４単位
准看護師が行う訪問看護の場合、上記の９０／１００の料金になります			

※理学療法士等による訪問について

・１日に２回を超えて実施する場合には９０／１００（予防の場合は５０／１００）

・利用開始日の属する月から１２カ月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、１回につき５単位減算

イ　付加サービス

緊急時訪問看護加算	１月につき　　６００単位
特別管理加算Ⅰ	１月につき　　５００単位
特別管理加算Ⅱ	１月につき　　２５０単位
長時間訪問看護加算	１回につき　　３００単位
複数名訪問加算Ⅰ	・２名の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 （３０分未満）１回につき　　２５４単位 （３０分以上）１回につき　　４０２単位
複数名訪問加算Ⅱ	・看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 （３０分未満）１回につき　　２０１単位 （３０分以上）１回につき　　３１７単位
退院時共同指導加算	１回につき　　６００単位
初回加算Ⅰ	１月につき　　３５０単位
初回加算Ⅱ	１月につき　　３００単位
看護体制強化加算Ⅰ	１月につき　　５５０単位
看護体制強化加算Ⅱ	１月につき　　２００単位
看護体制強化加算（予防）	１月につき　　１００単位
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	１回につき　　６単位
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	１回につき　　３単位
夜間・早朝・深夜加算	・夜間（午後６時から午後１０時まで）、早朝（午前６時から午後８時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合、１回の訪問につき所定単位数の２５％が加算 ・深夜（午後１０時から午後６時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合、１回の訪問につき所定単位数の５０％が加算 ※ケアプランにない場合でも、１カ月以内の２回目以降の緊急時訪問については加算の対象となります。
看護・介護職員連携強化加算	１月につき　　２５０単位

口腔連携強化加算	１月につき　　５０単位
ターミナルケア加算	死亡月　　２５００単位

（２）　その他

ア　お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

イ　サービス提供時間が１時間３０分を超過する場合は、超過部分３０分につき別途利用料をご負担していただくことになります。

３０分毎　　２，０００円

ウ　死後の処置　　１２，０００円

エ　交通費

通常の事業の実施地域以外にお住まいの場合は、下記の別途料金も併せてご負担いただきます。

実施地域を超えた地点から片道５㎞未満	２００円
５㎞以上は５㎞ごとに	２００円

5　サービス内容に関する苦情

（１）　当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情受付窓口　　佐藤　由紀枝

電　　話　ＴＥＬ　０５４４－２３－１９１４

ＦＡＸ　０５４４－２８－０６５４

受 付 日　月曜日より金曜日

受付時間　午前８時３０分から午後１７時３０分

（２）　その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び静岡県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア　・富士宮市高齢介護支援課

電話 0544－22－1141

イ　・富士市介護保険課

電話 0545-55-2767

ウ　・静岡県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

電話 054－253－5590

6　緊急時の対応方法

訪問看護サービスの提供中、お客様の様態に変化があった場合は、速やかに主治医等に

連絡し支持を仰ぎます。

営業時間外においては、２４時間対応体制により電話等によって看護師がお客様の相談を受け、必要に応じて訪問看護サービスを提供いたします。

連絡先０５４４‐２３‐１９１４

7　事故発生時の対応

当時業者が、お客様に訪問看護サービスを提供しているときに何らかの事故が生じた場合は、速やかに状況に応じた対応を行うとともに管理者へ報告します。

治療が必要な事故の場合は、主治医に報告し指示を仰ぎ対応するとともに、当時業者は所定の文書によって富士市又は富士宮市に報告します。

8　その他運営に関する重要事項

（１）　当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

（２）　当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

（３）　事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

（４）　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。